

「習志野市受動喫煙の防止に関する条例（案）」 修正箇所対照表

項目	修正前	修正後
題名	(仮称) 習志野市路上等における受動喫煙の防止に関する条例（案）	習志野市受動喫煙の防止に関する条例
目的	<ul style="list-style-type: none"> ● 受動喫煙による健康被害を防止し、<u>市民の健康を守るため、路上等における受動喫煙のないまちづくりを推進することを目的とする。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ● 受動喫煙による健康被害を防止し、受動喫煙のないまちづくりを推進することにより、<u>市民の健康を守ることを目的とする。</u>
定義	<ul style="list-style-type: none"> ● たばこ：たばこ事業法に規定する製造たばこで喫煙用に供されるもの及び製造たばこ代用品 ● 喫煙：たばこに<u>火をつけ</u>、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させること。 ● 受動喫煙：他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。 ● 市民等：市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者 ● 事業者：市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人 ● 路上等：市内の道路、公園及び駅前広場 ● <u>喫煙所</u>：専ら喫煙の用途に供する場所 	<ul style="list-style-type: none"> ● たばこ：たばこ事業法に規定する製造たばこで喫煙用に供されるもの及び製造たばこ代用品 ● 喫煙：たばこを<u>燃焼させ</u>、又は加熱することにより煙（蒸気を含む。以下同じ。）を発生させること。 ● 受動喫煙：他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされること。 ● 市民等：市内に居住し、勤務し、在学し、若しくは滞在し、又は市内を通過する者 ● 事業者：市内で事業活動を行う法人その他の団体又は個人 ● 路上等：市内の道路、公園及び駅前広場

<p>責務</p> <p>(受動喫煙の防止)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 市 <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例の目的を達成するため、路上等における受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。 ・ この条例の目的を達成するため、必要な環境整備に努めるものとする。 ● 市民等・事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙による健康への悪影響に関する理解を深めるよう努めなければならない。 ・ この条例の目的を達成するため、市が行う受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。 ● 市民等は、路上等で、喫煙をしてはならない。 ● 市民等は、路上等以外の場所で喫煙するときは、路上等にいる市民等に受動喫煙をさせることがないよう、周囲の状況に配慮しなければならない。 ● 喫煙所を設置する者は、路上等にいる市民等に受動喫煙をさせることがないよう、必要な環境の整備に配慮しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市 <ul style="list-style-type: none"> ・ この条例の目的を達成するため、受動喫煙の防止に必要な施策を推進するものとする。 ● 市民等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 路上等で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせてはならない。 ・ 路上等以外の場所で喫煙をする際、受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。 ・ この条例の目的を達成するため、市が行う受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。 ● 事業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受動喫煙を生じさせることがないよう、必要な環境の整備に配慮しなければならない。 ・ この条例の目的を達成するため、市が行う受動喫煙の防止に関する施策に協力しなければならない。
<p>重点区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 路上等で、特に受動喫煙の影響が大きいと認める場所を、重点区域として指定することができる。 ● 必要があると認めるときは、指定を変更し、又は解除することができる。 ● 重点区域を指定し、変更し、又は解除したときは、告示しなければならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重点的に受動喫煙を防止するため喫煙を禁止する区域として、次に掲げる区域を重点区域として指定することができる。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 市内の駅周辺の路上等 (2) 保育所、こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、これらに準ずるものとして規則で定めるものの周辺の路上等 ● 必要があると認めるときは、指定を変更し、又は解除することができる。 ● 重点区域を指定し、変更し、又は解除したときは、告示しなければならない。
<p><u>喫煙の禁止</u></p>		<ul style="list-style-type: none"> ● 市民等は、重点区域において、喫煙をしてはならない。

指導	<ul style="list-style-type: none"> ● 市長は、(受動喫煙の防止)の規定に違反した者に対し必要な指導を行うことができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 市長は、重点区域において喫煙をした者に対し必要な指導を行うことができる。
委任	<ul style="list-style-type: none"> ● この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。 	<ul style="list-style-type: none"> ● この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
他の法令等との関係		<ul style="list-style-type: none"> ● 受動喫煙の防止について、法令等によりこの条例の規定による措置と同等以上の措置を講ずることとなるよう定めている事項については、当該措置に係るこの条例の規定は、適用しない。
過料	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>重点区域</u>において喫煙した者は、1万円以下の過料に処する。 ● 過料に処するための手続その他の行為を市長の指定する者に行わせることができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ● <u>重点区域のうち市内の駅周辺の路上等</u>において喫煙した者は、1万円以下の過料に処する。 ● 過料に処するための手続その他の行為を市長の指定する職員に行わせることができる。
施行期日	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成31年1月1日から施行 ● 過料については、同年4月1日から施行 	<ul style="list-style-type: none"> ● 平成31年1月1日から施行 ● 過料については、同年4月1日から施行
経過措置		<ul style="list-style-type: none"> ● 市長が指定するたばこ(加熱式たばこ)については、当分の間、喫煙の禁止及び過料の規定は適用しない。 ● 平成31年9月30日までは、過料は「重点区域のうち市内の駅周辺の路上等において喫煙した者で、指導に従わないもの」に処する。